

パブリック・コメントの結果について

上富良野町自治基本条例(案)に対するパブリック・コメントの結果は、次のとおりです。(H20.9.30作成)

	意見の概要	意見に対する町の考え方
1	まちづくりの基本理念 に「上富良野町を守り育てます」の文がありますが、町にこだわらずに「上富良野の郷土を守り育てます」で良いと思います。	自治基本条例は、前文にうたっているとおり「わたしたちの暮らす上富良野町」のまちづくりに関する「上富良野町の最高規範」として制定しようとするものです。 「まち」を表現する言葉はご意見のように幾つかあると思います。法令や条例には、わたしたちの暮らすこのまち(地方公共団体)を示す場合は「上富良野町」を用いており、「上富良野」や「かみふらの」といった言葉は通称や固有名詞などに使われています。自治基本条例には、「まち」を明確に定義することからも「上富良野町」を用いることが良いと考えています。
2	道内自治体の動向を見ますと極めて少なく、上川管内でも6市町村にすぎないが、どのような傾向にあるのか。	自治基本条例は、平成12年にニセコ町で制定されて以降、全国150近くの自治体で制定されています。 道内においては、平成20年4月現在22の自治体で制定されているほか、上川管内名寄市など数自治体で検討が行われています。また、議会の条項を含まない市民参加条例といわれているものは12の自治体で制定されている状況です。
3	議会を含めた条例とした考え方。	自治基本条例は、上富良野町の自治を構成している「町民」「議会」「町」の三者が共有すべき事項、それぞれの役割や責務について示しており、地方自治体の機関である議会についても、議会に関することや町長と議会、町民と議会との関係について規定することが良いと考えています。 地方自治法には議会に関する条項が規定されていますが、議会の情報共有や説明責任、議員の責務などの規定はなく、この点について条例に規定することで、目的にある町民主体の公正で民主的な自治の実現につながると考えています。
4	条例制定の時期及び町民に周知徹底を図る時期と方法について	自治基本条例の議案提案は本年12月定例会を予定しています。自治基本条例は制定の過程が大切ですので、今後とも周知活動を進めていきます。
5	課内に設置されている「班」を単位とするスタッフ制の見直しについて	組織機構改革として、平成11年からスタッフ制を取り入れ、「課」と「班」の体制としています。町の組織に関しては、行政需要及び政策課題の変化に、柔軟に対応できるよう不断の検証と改善が必要なことから、平成19年4月から一部見直しを行い組織編成してきています。今後においても、簡素で機能的な組織を目指しスタッフ制の機能強化を進めていきます。
6	町民に分かりやすく説明するとありますので、特に予算、決算の資料作成や公表の方法について、十分配慮(工夫)していただきたい。	資料等の公表についてはホームページをはじめ、広報誌を通じてお知らせしています。ご意見を踏まえ、「分かりやすい」内容作りを進めていきます。

	意見の概要	意見に対する町の考え方
7	自治条例の防災の項目について、防災弱者名簿の作成・配布・保管について明記していただきたい。個人情報保護条例が壁となり、住民会として防災弱者を把握できず災害時適切な対応ができない。本人からの申し出などは理想であり現場(町内会長、パトロール隊)は混乱する。	防災活動における弱者名簿については、ご意見のとおり個人情報保護法が現実として壁になっている状況にあります。自治基本条例においても個人情報の保護(27条)を規定しており、災害時要援護者の情報取り扱いについて自治基本条例の中で細かに規定することは難しいと考えています。防災活動に必要とされる災害時要援護者の情報については、既存にある名簿の活用や自治会における取り扱いなど、他の条例の運用も含め検討していくことが必要と考えています。
8	説明責任について、全国3300の市町村が1800となり、国も道も合併を進めている状況下で、非経済・非効率的である行政体制をそのままに住民に自治を要求することはいかがなものか。知事が全道の市町村長に対し、合併推進についての書簡を出したというが、その内容はまた上川支庁長・副支庁長が管内の市町村を合併推進について、訪問ということが報道されたが、どのようなことを言われたのか。12月までに法定合併協議会を立ち上げなくても問題はないのか。特例町村と合併の二者択一のどちらに住民を持っていくのか、この説明をしてから自治条例ということではないであろうか。誰もが合併は嫌であるが、先の見えないのは行政の説明不足、また議会で質問が無いのも先の見えない一つである。先に見える説明が必要である。小規模町村になりました、特例町村制度になりました、だから突然合併ということには決してならない、またしてはならない。	市町村合併についての説明責任の意見ですが、これまでも「自治のかたち」検討状況や「広域連合」の説明をしてきています。今後も必要に応じて、広報等でお知らせしていきます。
9	説明会の時間について、町民の意見を聞くのであれば、意見聴取の時間は最低1時間で、なるべく多くの人に意見を述べてもらうことが必要。(意見を記録し残すこと)	ご意見を踏まえ、今後の広聴事業の運営に生かしていきます。まちづくりトークなど広聴事業の会議録は、町政情報提供コーナーに公開していますのでご利用ください。
10	参画と情報について、会合等集まって意見を聞き情報を収集する場と、イベントの中で話しをしているのを聞き耳立てて情報を収集(町職員が自主的に参加したところでの情報の収集を町に上げるなど)、情報収集組織の確立	情報の的確な収集のあり方について参考にさせていただきます。
11	行政について、意見を述べても行政はできないから始まる。できるにはどのようにから始まらないと参画の意味がない。	ご意見を踏まえ、自治基本条例に規定した「誠実な応答」「町民からの意見等を尊重し、これを町政運営に反映する」などの町の対応を図っていきます。
12	職員の責務について、第14条に期待する。現在、行政の窓口においても来庁者に対する対応の教育がなされているか疑問。(会社等のお客に対する対応の教育)	職員の接遇については、「接遇の手引」を作成し各職員に配布するなど、改善向上を目指しています。引き続き、第14条の規定が生かされるよう研修などの取組みを進めていきます。
13	第9条町民の責務について、解説の3で「自らの発言や行動について、責任を持たなければなりません」とあるが、この責任は無責任と思われる発言や行動をしない責任なのか、発言したことにより自ら行動する責任なのか。	第9条第2項には、「総合的視点に立ち…責任を持ちます」と規定しています。まちづくりを進める際には「私的な利害関係」にとらわれることなく「公共性を尊重し判断する」ことが大切なことから、まちづくり活動における「発言」「行動」への責任を表しています。まちづくり活動への参画は、自らの自主的な意志に基づくものであり、「参画したこと」「参画しなかった」ことによって、活動が拒まれたり、差別されることはあってはならないと考えていますので、町民皆さんの活動そのものを制限したり制裁が加わるものでないことをご理解願います。

	意見の概要	意見に対する町の考え方
14	第14条職員の責務について、「職員は、自らも地域社会の一員であることを認識して」とあり、職員が定年後も町民であることを自覚し、まちづくり活動の参加につとめる現職時から教育する必要があるのでは。	職員のみまちづくり活動への参画については、日ごろの町内会活動への参加をはじめ、学校事業等への参加、各種団体の運営支援など、広く関わってきているものと考えます。引き続き、条例の主旨を踏まえ、より積極的な参画と活動が行われるよう研修などの取り組みを進めていきたいと思えます。
15	第13条町長の責務について、第2項中「知識と能力を持った人材の育成を図り」を「知識と能力を持った人材の採用及び育成を図り」にしてはどうか。	地方分権時代にあつて、町長の役割や責務がますます重要性を増しています。町長の位置付けとしては、地方自治法に規定されていることを分かりやすくまとめたものが第13条となっています。職員の任用などに関しては、地方自治法及び地方公務員法に、「職員の任用は受験成績・勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うこと」「職員の採用に関しては競争試験によること」が規定されており、自治基本条例にあえてうたわなくても良いものと考えています。なお、法には「町長は職員を指揮監督する」とのみ規定されていることから、町政課題に対応するための人材の育成について条例に規定したものです。
16	第20条意見、要望、苦情等への応答義務等について、「誠実に応答します」を「誠実に対応します」にしてはどうか。	ご意見を踏まえ、意見等に迅速かつ誠実に対応していくことから、「対応」の言葉を取り入れるよう検討します。
17	「基本条例」の作成手法として、今回は町側が「基本条例原案」を作成し、広く町民に知って貰って賛否を問う「官僚主導型」を採用しているが、原案には将来像や町行政を主導する方向が見えない駄作なため、論議をする意欲を失わせている。町長・議員はじめ各種団体長・経験者など、町の論客の力を借りて町の将来像に町民を引き込む作戦が有効と思う。	条例や計画などの策定にあたり参考にさせていただき、取り組みを工夫していきたいと思えます。課題解決やまちづくりにおいては、町民の意見を聴くことや参画協働を進めていくこととしています。町民と行政との協働には対等な立場が必要です。行政がいわゆる「上から目線」で接しては住民の目からすれば、「押し付け・行政の手抜き」と言われかねないのも想定できます。そのように言われぬように(ならないように)進めていかなければなりません。自治基本条例を基本に、町民皆さんからまちづくりに関するご意見を受けながら進めていきたいと考えています。
18	「町政懇談会」や「町づくりトーク」が「説明会」になっているのも活気を失わせている要因になっている。是非、町民が夢を語る場に繋げる努力が欲しい。原案では税収の伸び悩みを想定して、苦情処理を住民組織の決定に任せる手法も見えるが、副作用として「行政の手抜き」に繋がる責任逃れを生みやすい手法でもある。「手抜き」をするなら、窓口・現業職員を除く事務職員を7割程度減らすなどの提案があつてしかるべきと思う。町議が行政と協力して苦情を掘り下げる場として活用しなければ、町民との意思疎通が図れず、開催が無駄遣いの誇りを免れない。	町政懇談会、まちづくりトークなどの開催手法について、参加される皆さんが有意義に論議できるよう進行等を工夫していきたいと思えます。自治基本条例は、地方分権時代における地方自治体のまちづくりの基本的なルールを定めようとするものであり、その主体は町民であり協働でまちづくりを進めていくことなどを示しております。意見のような思いをもたれているとすれば、懇談会等での説明に不足した点があると思えますが、条例案・解説書を改めてご覧いただきたいと思えます。
19	財政について、地方交付税の削減と借金を抱えている中で、将来に展望を繋ぐには苦しくても借金を増やすは避けるべきである。基本条例には「借金を増やさない」とか「借金をしない」を入れる。	財政運営は重要であり、総合計画に基づく中長期的な計画を持って進めることとしています。ご意見のとおり「借金を増やさない」「借金をしない」ことはもっともであり、財政状況に見合った事業計画の実行が重要です。なお、公共施設や建物などには耐用年数があり、計画的な更新や社会情勢の変化に応じた住民ニーズに応える施設建設などは、財政計画にしっかり位置付けした上で取り組んでいくことが重要と考えています。

	意見の概要	意見に対する町の考え方
20	<p>行革について、今回の原案提起が示したように、役場から斬新な発想が生まれず資質の低さは、部課長級(上司)の指導力の無さを物語っている。夕張市や大阪府に見習うまでも無く、町職員が将来像に向かって要になる仕事を具体的に指示出来る能力が問われている。職員の任用の透明性は勿論のこと、職場に大胆な発言(発想・行動)を許容させ、職員の「意識改革」を先行しなければならない。中身は町職員としての「自己改革」だが、職員自身による「意識改革」が難しければ、「飴と鞭」の手法として、標語は「働かない職員には金払うな」程度の内容になろう。</p>	<p>平成16年度から取り組んでいる行財政改革実施計画には、人事管理制度の整備と職員の能力向上を目標に「人事異動申告制度(H18.2月～)」「職員研修の広域実施(H18.4月～)」「職員提案制度(H17.9月～)」「接遇改善アンケート(H18.5月から)」などを進めてきています。引き続き、上富良野町人材育成基本方針に基づき、研修体系の確立と職場環境づくりを進め、職務遂行に求められる知識、能力を持った人材育成を図ってまいります。</p>
21	<p>将来像について、少子高齢化の大波の中で、町の基幹産業の農業の活性化は将来像に欠かせない。地域協力による農産物の品質向上や農地・農機具の効率化を目指した法人化も考えられるだろうが、旗振り役が登場しない悩みがある。ここは、町の論客の論戦で数多くの方向を提起して欲しい。</p>	<p>自治基本条例には、まちづくりの基本的な考え方や、町民が参加する仕組みや町政運営の基本的な仕組みなどを定めています。一時の、また特定分野の課題解決のために制定するものではありません。上富良野町の将来像や農業、観光、自衛隊、教育、環境などの分野別の課題は総合計画や個別政策として進めていきます。</p> <p>ご意見については、町長と町民皆さんが将来のまちづくりについて語り合う「まちづくりトーク」のテーマとして参考にさせていただきたいと思います。また、運営手法については、従来の行政から提案する形だけでなく、ご意見のような町民皆さんの参加と提案を交えた形など、参考にさせていただき工夫していきます。</p>
22	<p>案の評価</p> <p>(1) 条例と重なる文言が多く、言葉の洪水のよう。読む気にならない。</p> <p>(2) 読んでも町民の具体的な行動・必要性を理解できる文面ではない。</p> <p>(3) ニセコ・富良野の真似事と、現状の追認の「基本条例」には、努力しても町民の夢を託すには無理がある。</p> <p>(4) 住民自治は町行政と競い合うもので、町行政の下部組織に位置付けるのは誤り。公平・公正を装った責任逃れにも見え、疑念を感じた。</p> <p>(5) 総じて、文言・内容は部課長が決めた案とは信じられず、町長の責任も問いたいほどだ。</p>	<p>(1)(3)(5) 自治基本条例は、自治(住民自治と団体自治)の基本的なルールとして、法令や条例に規定されているものも含め体系化し条文にまとめています。重要な条例であることから、町民皆さんに理解していただくため細かに解説をしています。結果として、文章量が多くなっていますがご理解をお願いします。</p> <p>また、条例の検討にあたっては、ニセコ町をはじめ多くの全国・道内自治体の先進事例を参考にしています。より良い条例内容を考え、上富良野町に見合う項目は取り入れています。条例に示している制度などは、条例に掲げた目標に向けて現在の運用の改善と必要な制度の構築を図っていきます。</p> <p>(2) 第3章に町民の権利と責務について、基本的なことをうたっています。町民皆さんは普段の日常生活の中でまちづくり活動が行われており、この条例では「知る権利」「参画する権利」「サービスを等しく受ける権利」をうたうことで、まちづくり活動により関心を高めていただき活動されることを考えています。</p> <p>(4) 住民自治は団体自治と合わせて地方自治の両輪といわれており、住民自治が地方自治の本質的要素といえます。第2条用語の定義で「協働」について触れていますし、第6条参画と協働の原則、第28条参画と協働にうたっているとおり、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い相互理解のもとに協力しながらまちづくりを進めていくこととしています。ご意見のように住民組織を行政の下部組織に位置付けするような考えは持っておりませんし、条例案にも無いものと考えています。</p>